

一般社団法人日本看護研究学会定款施行細則

第1章 会費

第1条（入会金）

本法人に会員又は賛助会員として入会を希望する者は、入会金3,000円を納入しなければならない。

第2条（会費）

会員及び賛助会員の年会費は次のとおりとする。

- 1) 会員 8,000円
- 2) 賛助会員 30,000円（1口）

第2章 委員会

第3条（委員会）

委員会規程については、社員総会の議を経て、制定、変更又は廃止することができる。

第3章 改正

第4条（改正）

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附 則

本細則は平成21年4月10日から施行する。

2. 本法人設立時に、任意団体日本看護研究学会の評議員であった者は、本法人の評議員に選任されたものとみなす。本法人設立時に評議員及びこの規定により評議員になった者の任期は平成22年定期社員総会終了時までとする。
3. 本法人設立時に、任意団体日本看護研究学会会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。
4. 本細則は、平成24年5月13日から施行する。
5. 第11条3項及び第14条1項但し書の規定は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により適用しないことができる。
6. 本細則は、平成25年5月12日から施行する。
7. 第1章第2条及び第7章第29条の規定を改正する。
8. 本細則は、平成26年5月18日から施行する。